

第3章 用語の解説

○ 共通

(1) 環境基準

国や地方公共団体が公害防止対策を進めるには環境の質がどの程度のレベルに「維持されることが望ましいという基準」が必要です。この目標が環境基準です。環境基本法第16条で、「政府は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める」と規定しています。

○ 水質

(1) 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょ）、灌漑（かんがい）用水路その他公共の用に供される水路をいいます。下水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれません。従って、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域です。

(2) 類型指定

「水質汚濁に係る環境基準」のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められています。現在、河川は6種類、湖沼は4類型（全窒素および全リンについては5類型）、海域は3類型（全窒素および全リンについては4類型）に区分されています。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に都道府県知事が、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じて指定する必要があり、このことを類型指定といいます。

類型指定の権限は、原則として2つ以上の都府県を流域とする水域は環境大臣に、それ以外の水域は都道府県知事に委任されています。

(3) 環境基準点

水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域には、環境基準の類型が指定されています。環境基準点は、環境基準の維持達成状況を把握するために指定された水域を代表する地点として設定されたものです。

環境基準点は水域の利用目的との関連等を考慮して地点が選定され、水質測定は環境省の定める統一的な方法で行われます。

(4) 排水基準

水質汚濁防止法によって、工場および事業場から水を公共用水域に排出する場合及び地下に浸透させる場合には、排水水が排水基準に適合するように義務づけられています。排水基準には、全ての公共用水域を対象として国が総理府令で定めて一律に適用される一律基準のほかに、都道府県が適用する水域を指定して条例で定める上乗せ基準、水質汚濁防止法で規制対象となっていない物質や業種についても条例で定める横出し基準があります。

(5) BOD (生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand

河川などから採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃で5日間暗所で培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される水中の酸素量のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となっています。採水当日の酸素量と5日後の酸素量の差が、微生物に消費された酸素量となります。

値が大きいほど有機物による水質汚濁の程度が大きいことになります。

(6) COD (化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand

海水などに含まれる被酸化性物質(主として有機物)を、酸化剤(過マンガン酸カリウムなど)を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。酸化剤によって酸化される物質には無機物もありますが、大部分は有機物で、CODは海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっています。

値が大きいほど有機物による水質汚濁の程度が大きいことになります。

(7) DO (溶存酸素) Dissolved Oxygen

水中に溶解している酸素をいいます。その主な供給源は大気ですが、藻類の繁殖時には光合成によって放出された酸素を含むことも知られています。DOは、気圧、水温、水中の塩分などの影響を受けてその値が変化します。水温が高くなるほど酸素が溶解しにくくなります。清浄な水には7.5(30℃)～14(0℃)mg/L程度溶解しています。なお、20℃、1気圧の下で、純水には8.84mg/Lの酸素が溶解します。

有機物で汚濁を受けた水は生物化学的酸化により溶存酸素が消費されるため、溶存酸素の濃度は低くなります。一方、水温の急激な上昇や藻類の著しい繁殖などのある場合には、過飽和となることも起こります。

(8) pH (水素イオン濃度) potential hydrogen

水溶液中に存在する水素イオンの濃度を示す数値であり、水溶液の酸性／アルカリ性の強さを示す尺度として用いられています。水溶液のpHが7より小さいときは酸性、7より大きいときはアルカリ性、7のときは中性となります。

(9) SS (浮遊物質、懸濁物質) Suspended Solids

水中に浮遊又は懸濁している粒径2mm以下の物質で、かつガラス繊維ろ紙でこした後に残る物質をいいます。SSは単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また浮遊物が有機物質である場合には腐敗し、水中の溶存酸素を消費します。

SSの値が大きいと水の透明度などの外観が悪化するほか、魚類のえらに付着して死なせ、また、光の透過を妨害し植物の光合成に障害を与えることがあります。

(10) 有機塩素化合物 Organochlorine Compound

塩素を含む有機化合物(炭素を骨格として形成される化合物)の総称で、PCB、ダイオキシン類、トリクロロエチレン、フロン類なども含まれます。ほとんどの種類が人工的に合成されたもので、主に農薬や溶媒として用いられています。

各々の化合物により差がありますが、その難分解性、蓄積性及び毒性から、地下水汚染、環境

中での残留性と生物濃縮性、オゾン層破壊など環境への影響が表面化しています。このため、P C Bやトリクロロエチレンなどについては人の健康の保護に関する環境基準が設定されており、各種法律によりその製造や排出が規制されています。

(11) mg/L 水質の濃度を表す単位

1 mg/L とは、水 1 L の中に物質（溶質）が 1 mg 含まれていることを表します。これは、水 1 m³ に 1 g の物質が含まれているのと同じ濃度です。

1 mg=1, 000 μg（マイクログラム）=1, 000, 000 ng（ナノグラム）=1, 000, 000, 000 pg（ピコグラム）
1, 000, 000 mg=1, 000 g=1 kg

(12) 公共下水道

公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう」（下水道法第 2 条第 3 号）のことで、道路の地下に敷設された管きよ（大部分が暗きよ）やポンプ場、終末処理場などを指します。

(13) 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1 万種類以上の物質があるとされています。

PFAS の中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。PFOS は、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA は、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。

PFOS、PFOA には、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留しています。そして、仮に環境への排出が継続する場合には、分解が遅いために地球規模で環境中にさらに蓄積されていきます。さらに、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

○ 大気

(1) SO_x（硫黄酸化物）Sulfur Oxides

石油、石炭などの中にある硫黄が燃焼して生成します。液体、固体のもの（硫酸ミスト、硫酸塩）もあるが、大気汚染では、とくに亜硫酸ガス（SO₂：二酸化硫黄）に注目して測定が行われています。ばいじん、粉じんなどが共存する場合にきわめて危険な状態となるといわれ、その相乗効果が強いです。これらの例として、川崎喘息や四日市喘息等があります。

(2) NO_x（窒素酸化物）Nitrogen Oxides

公公用語としては、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）両者の総称として用いられています。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、NO が生成します。これは、空気中で徐々に NO₂ に変化します。発生源としてはボイラー等の他に、広範囲に存在し排出口の低い自動車

がとくに都市部では問題になっています。NO₂はNOより呼吸器に対する影響が大きいといわれています。

(3) SPM (浮遊粒子状物質) Suspended Particulate Matter

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するものです。

粒径 10 μm (マイクロメートル、10⁻⁶ m = 1 μm) 以下の粒子は大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、とくに浮遊粒子状物質として区別しています。

呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などをひきおこす原因物質のひとつといわれています。

(4) CO (一酸化炭素) Carbon Monoxide

不完全燃焼に伴い発生します。刺激作用がなく、人の肺に吸い込まれると赤血球中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害します。慢性中毒症状としては、生体中の酸素供給が長時間そなわれることによる神経組織の壊死、中枢神経障害、記憶薄弱などがみられます。自動車排ガス中に多量にふくまれ、排ガス規制により改善されてきていますが、沿道地域の汚染をひきおこしています。

(5) Ox (オキシダント) Oxidants

酸化作用のある物質の総称。大気中で、炭化水素や窒素酸化物などの汚染物質が紫外線により反応すると、種々の酸化性物質が生成されます。その中で酸素より生成するオゾン (O₃) のしめる割合が高いです。オキシダント濃度は光化学スモッグ発生の指標となるが、光化学スモッグの被害の中には、その他の反応性の高い物質の作用もあるといわれています。植物被害をおこし、眼や呼吸器への刺激作用があり、とくに運動時の発生が多いです。

(6) PM_{2.5} (微小粒子状物質) Particulate Matter 2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm (=0.0025mm) 以下の微細な粒子の総称。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

(7) HC (炭化水素) Hydro Carbon

炭素と水素からなる化合物の総称。大気中の炭化水素は多数の複雑な混合物ですが、かなりの部分は自然界に存在するメタン (CH₄) で占められています。光化学反応性の低いメタン以外の炭化水素を総称して、非メタン系炭化水素と呼びます。塗料、溶剤、石油プラントから直接大気中に放出されている他、自動車排気ガス等に不完全燃焼物として含まれています。

(8) CO₂ (二酸化炭素) Carbon Dioxide

化石燃料等、炭素を含むものを燃やすと必ず発生します。

二酸化炭素は地表から放出する赤外線を吸収する性質をもっており、地球温暖化の原因物質 (温室効果ガス) といわれています。このため二酸化炭素濃度が増加すると、海水面の上昇や世界の農業への影響をもたらすといわれています。

尚、温室効果ガスにはこの他にメタンやフロンなどがあります。

(9) 酸性雨 (acid rain)・酸性霧 (acid fog)

大気中に排出された、硫黄酸化物、窒素酸化物が移流拡散している間に酸化されて、雨水に取り込まれて発生すると考えられています。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスにより弱酸性のpH 5.6程度です。pH 5.6以下の雨を酸性雨といいます。

酸性雨の被害は、初期降雨による目や皮膚への刺激作用、長期的には、土壌や湖沼の酸性度の増加による森林や魚類等の水生生物の死滅をひきおこします。

また、酸性雨と同様に酸性化された霧を酸性霧といいます。酸性雨は、清浄な後続雨水により洗い流されますが、酸性霧は植物に付着した場合作用時間が長くなります。このため、生態系に与える影響は酸性雨よりも大きいといわれます。

(10) 有害大気汚染物質

低濃度であっても、長期の曝露により健康への影響が懸念される発ガン性などの有害性が問題とされる物質のことです。

(11) ppm (parts per million). ppb (parts per billion)

微量の割合を表す単位。

$1 \text{ ppm} = 100 \text{ 万分の } 1 = 0.0001\% \text{ (parts per cent)} = 1,000 \text{ ppb} = 1,000,000 \text{ ppt}$

$1 \text{ ppb} = 0.001 \text{ ppm}$

気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1 ppm とは、 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれていることを表します。また、1 kg (100 万 mg) の固体中に1 mg の物質がある時も同様に1 ppm と表します。

○ ダイオキシン類・環境化学物質等

(1) 内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン) endocrine disrupters

環境ホルモンとは、体外の環境中に存在して体内に取り込まれると本来のホルモンと同じように働き、その正常な作用を妨げる作用をする物質を指します。「環境ホルモン」という言葉は日本で使われている造語で、正しくは「内分泌かく乱化学物質」と表されます。

生物の体内では分泌器官で様々なホルモン (成長過程での組織の分化、代謝、免疫や生殖などの機能を調節する物質) が作られています。ホルモンは、血液で目的とする器官の細胞まで運ばれ、細胞の表面や内部にあるレセプター (受容体) と結合することで初めて機能を発揮します。ホルモンと化学構造の似ている物質がこのレセプターに結合するとホルモン同様の機能が発揮されることがあります。これを内分泌かく乱作用といいます。

(2) レセプター (受容体) receptor

細胞内で情報を受けとる部位のことで、特定のホルモンを識別し、それと結合することで活性化し、生体内の反応がひき起こされる特殊な分子構造の総称をレセプターといいます。

(3) フタル酸エステル類

ホルモン作用の疑いがあるといわれる無色の液体で、合成樹脂、ポリ塩化ビニールや粘着剤などの可塑剤 (加工しやすくするために添加する物質)、コンデンサーの絶縁液 (電気の伝導を断つ液体) などとして広く使用されています。

(4) ビスフェノールA (bisphenol A)

ホルモン作用の疑いがあるといわれる白色の固体で、樹脂類を製造する原料として使用されています。また、歯科用材料や水道パイプの内張り、鉄製缶詰のコーティング、住宅のサンルーフなどの樹脂にも含まれているものもあります。

(5) 17β-エストラジオール (17β-estradiol)

17β-エストラジオールは自然の女性ホルモンの中で最も作用の強い物質です。女性や家畜の雌の排泄物に多く含まれていて、下水を経由して河川水中に放出されるといわれています。

(6) 発ガン性、発ガン物質

生物に腫瘍を発生させる性質を発ガン性といいます。

発ガンの原因になるものには、化学物質、ウィルス、放射線、紫外線などがありますが、この中で発ガン性を持つ化学物質を発ガン物質と総称しています。

(7) ダイオキシン類

都市ごみ焼却炉の灰や有機塩素系農薬などに含まれる塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(2000年(平成12年)1月15日施行)では、ポリ塩化ジベンゾパラ-ジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)の3物質群を「ダイオキシン類」と定義しました。

ダイオキシン類は、塩素の数や付く位置によって形が変わるため、PCDDsは75種類、PCDFsは135種類、Co-PCBsは十数種類の異性体(仲間)があり、これらのうち29種類が毒性を持っていると見なされています。

(8) ダイオキシン類対策特別措置法

1999年(平成11年)7月12日制定、同年7月16日公布され、2000年(平成12年)1月15日から施行されています。この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることを考えてダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とするべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めています。

(9) 毒性等価係数(TEF Toxicity Equivalency Factor)

毒性等価量(TEQ Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は化学構造の似ている数多くの化学物質からなっています。これらのダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、合計量を評価する際には、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDをもとにした係数(毒性等価係数(TEF))を乗じ、毒性等価量(TEQ)として表す方法がとられています。

○ 騒音・振動

(1) 移動発生源

騒音発生源のうち、鉄道・車輛等おもに交通機関のことで、位置が移動する発生源をいいます。

(2) 固定発生源

騒音発生源のうち、工場の機械など固定的な施設のことで、いわゆる騒音発生源のうち移動発生源以外のものをいいます。

(3) 騒音レベル (LA)

計量法によって法的計量単位として定められ、騒音計の周波数補正回路をA特性（人間の聴覚を考慮して補正したもの）とした時の出力の指示値。単位は、dB（デシベル）となります。

(4) 等価騒音レベル (LAeq)

環境基本法第16条第1項に基づく騒音に係る環境基準及び騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度の評価手法として用いられています。変動する騒音のレベルの全エネルギー量を一定時間の平均値（定常音）として表したものです。単位は、dB（デシベル）となります。

(5) dB（デシベル）

基準値となる音の強さとある音の強さとの比をとってこれを対数表示し、なおその上にこの得られた数値を10倍にしたものがdB（デシベル）と呼ばれています。

(6) Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

2013年（平成25年）4月1日から適用された航空機騒音に係る環境基準の新たな評価指標。

同じ騒音レベルの音であっても、種々の活動をしている昼間より就寝する夜間の方がうるさく感じられます。このため夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベルのことです。

(7) 騒音の大きさの目安

日常われわれが聞く騒音の大きさは、おおむね次のとおりとなります。

騒音レベル (dB)			
	120		飛行機のエンジンの近く
	110		自動車の警笛（前方2m）
	100		ガード下
	90		騒々しい工場の中
	80		地下鉄の車内
	70		電話のベル（1m）
	60		静かな街頭
	50		静かな事務所
	40		市内の深夜・図書館
	30		郊外の深夜

（出典：神奈川県大気水質課「静かな生活環境をめざして」）

○ 鳥獣保護管理対策等

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号） （以下、この項では「鳥獣保護管理法」といいます。）

近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林業や自然植生に深刻な被害を与えており、また、これらの鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者数の減少が進んでいます。一方、鳥獣の生息環境の悪化により、鳥獣の個体数が減少している事例があります。このような背景から、鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、さらに猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが鳥獣保護管理法により定められています。

平成 26 年度に法改正され、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、また、鳥獣の保護施策の一層の推進が図られることとなりました。

(2) 神奈川県鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理法により、鳥獣の保護・管理を図るため都道府県は地域の実情を踏まえて鳥獣保護事業計画の作成をし、科学的で計画的な鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するとされています。神奈川県では、現在第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画期間中（2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日の 5 年間）です。

藤沢市では、同計画の下で、国及び県と連携して鳥獣保護管理事業を実施しています。

(3) 鳥獣

鳥獣保護法において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいいます。

(4) 有害鳥獣

人の生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害を引き起こす原因鳥獣をいいます。

(5) 鳥獣の捕獲

鳥獣保護管理法では、鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲、殺傷又は採取（以下「捕獲等」という）が禁止されています。ただし、生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害等が生じている場合や、学術研究上の必要性が認められる場合などには、許可を受けて、鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められています。

(6) 市町村に鳥獣の捕獲等許可権限が移譲されている鳥獣の種類

神奈川県から県内市町村に鳥獣の捕獲等の許可権限が移譲されている鳥獣の種類は、次のとおりです。

獣類 (14 種)	タヌキ、ノイズ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アラグマ、ハクビシン、イノシシ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ
鳥類 (23 種)	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ

※ゴイサギ及びバンについては、令和 5 年 4 月 1 日から神奈川県に許可権限が移管されました。

(7) 鳥獣の捕獲規制

	許可を受けて捕獲等をする場合	狩猟期間中に狩猟鳥獣を捕獲等する場合
対象鳥獣の種類	すべての鳥獣	狩猟鳥獣（46 種、国が指定）
期間	許可を受けた期間	狩猟期間（冬期）
捕獲の事由	有害鳥獣捕獲、学術研究など	問わない
対象地域	許可を受けた区域	狩猟が禁止されている区域（鳥獣保護区、休猟区、社寺境内等）以外の区域
捕獲者資格要件	許可を受けた者	・法定猟法による場合（住宅敷地内を除く） 狩猟免許を所持し、狩猟者登録を受けた者 ・住宅敷地内で法定猟法（銃器を除く。）による場合 問わない（土地所有者の承諾が必要） ・法定猟法以外による場合 問わない（土地所有者の承諾が必要）
方法	許可を受けた猟法	環境大臣又は都道府県知事が禁止する猟法及び危険猟法以外の猟法

（神奈川県鳥獣行政関係事務マニュアルから一部抜粋）

(8) 有害捕獲

生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合、原因となる鳥獣を、被害等の防止を目的として捕獲を行うことで、捕獲等を行う際には鳥獣保護法に基づく許可を必要とします。

(9) 学術捕獲

鳥獣の生態やその他学術研究を目的として鳥獣の捕獲等を行うことです。鳥獣保護法に基づく許可を必要とします。

(10) 傷病保護捕獲

鳥獣の保護のため、傷病により保護を必要としている鳥獣の保護捕獲のことです。

(11) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護法に基づき指定されます。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の 2 種類があります。

環境大臣指定	国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために重要と認める区域
都道府県知事指定	当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める県内の区域であって、国が指定した区域以外の区域

(12) 特別保護地区

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されています。

(13) 生活被害

生活被害とは、有害鳥獣による次の内容の被害等のことです。

- 1 人家侵入（人家への侵入に伴う騒音・糞尿の害や侵入の際の壁面破損・汚れなど）
- 2 騒音被害（人家の屋根上や庭などで深夜鳴き声などをたてる）
- 3 食害（一般市民の方が栽培している果樹や池のコイ・キンギョ・メダカなどの食被害）
- 4 威嚇（カラスの繁殖期における過剰防衛行動による脅威）

(14) 巣立ち

巣立ちは、鳥類のヒナが、「成長し巣にはいりきらなくなり、近くの枝へ飛び移ったり、地に降り立つこと」をさします。この場合、親と同様の飛ぶ力はなく、少しずつ訓練をしながら野生で生活する知恵を学習しているもので、人が保護をする必要はありませんが、誤った知識で誤認保護されることが多くあります。

(15) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）

特定外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として定められた法律。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

(16) 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

哺乳類 (25 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、タイワンザルとニホンザルの交雑により生じた生物、アカゲザルとニホンザルの交雑により生じた生物、ヌートリア、クリハラリス（タイワンリス）、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ（エゾモモンガを除く）、トウブハイイロリス、キタリス（エゾリスを除く）、マスカラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、フイリマングース、シママングース、ジャワマングース、アキシスジカ属、シカ属（ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く）、ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類 (7 種類)	カナダガン、シリアカヒヨドリ、ガビチョウ、ヒゲガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ

※ その他爬虫類 22 種類、両生類 18 種類、魚類 26 種類、クモ・サソリ類 7 種類、甲殻類 6 種類、昆虫類 25 種類、軟体動物等 5 種類、植物 19 種類が指定されています。（2024 年(令和 6 年)6 月 7 日現在）

(17) 外来生物

海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）

(18) 在来生物

本来の生息地又は生育地が日本にある生物のことです。

(19) 神奈川県アライグマ防除実施計画

特定外来生物に指定されているアライグマによる被害を計画的、総合的に対策していくため、神奈川県では、2006 年（平成 18 年）4 月 1 日から 2011 年（平成 23 年）3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする神奈川県アライグマ防除実施計画を策定し、市町村、住民、農業従事者、関係団体

などと協力して、防除の取り組みを行いました。しかし、アライグマの分布の拡大が見られることから、第2次神奈川県アライグマ防除実施計画（計画期間は2011年（平成23年）4月1日から2016年（平成28年）3月31日までの5年間）を策定し、「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」を目標として捕獲等に取り組みました。現在は、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画の計画期間中であり、引き続きアライグマの対策に取り組んでいます。なお、計画期間は、2016年（平成28年）4月1日から2021年（令和3年）3月31日までの5年間の予定でしたが、計画期間を3年間延長し、2024年（令和6年）3月31日までの8年間に延長されています。